九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

梁の武帝による官位改変策をめぐって

野田，俊昭

https://doi.org/10.15017/24576

出版情報：九州大学東洋史論集. 13, pp.28-51, 1984-10-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

梁の武帝による官位改変策をめぐって

野田俊昭

目次

序
一　「改革」における官職の地位改変
(イ)散騎常侍
(ロ)太子家令
(ハ)尚書殿中郎
二　宋齊時代の「清議」
三　「改革」以降の「清議」
結び

序

東晋南朝の政治・社会を理解するうえで無視できないものとして、甲族、次門、後門、三五門といった家格の制度的ヒエラルヒーの存在がある。梁初までのものについて図式的にいうと、甲族層は郷品一、二品を得て、第五、六品に起家する階層の人々、次門層は郷品三、四、五品を得て第七、八、九品に起家する階層の人々、後門層は郷品六、七、八、九品を得て流外に起家する階層の人々で、三五門層は官界とは無縁のものである。通常甲族層は上級士人に、次門層は下級士人に、後門層は上級庶民に、三五門層は下級庶民に相当する。武人層は一般的に言った際、次門層以下にくみこまれていたと考えられる。[1]

この甲族、次門、後門という各集団は、起家や官達のうえで区別があるばかりでなく、それぞれが特定のグループの官職を排他的に独占するものであった。即ち、甲族層が通常「清官」と称される官職を排他的に独占し、次門層以下は「濁官」と称される官職につくべきであった。甲族層の官序は、「清途」などと呼ばれていた。このような甲族層、次門層、後門層の間に設けられた種々の差別の壁は、時代が下るにつれて漸次厚くなっていったことが指摘されている。[2]

さて、梁の武帝は天監七年（五〇八年）をその頂点とす

る所謂「天監の改革」（以下「改革」という）を断行している。そこでは、時代の流れとともにその地位を低下させていたが、なお曲りなりにも官界とつながりをもっていた後門層が、以後官僚たるべきことを否定された。（それは後門層が旧来ついていた官職を役目とするという形をとるものである。）以後官僚たるべきものは、原則として甲族層と次門層とに限られるようになったわけである。ところで、武帝はこの「改革」に際して、（文官としての流内十八班制において）もともと次門層出身のものであっても、流内十二班以上についたものは、これを制度上甲族とし、その子（・孫）を甲族として起家させた。これによって、多数の新甲族層が生ずることとなった。こうした武帝の政策の背景には様々なものが考えられるが、本稿と直接関係のあるものとしては、武帝が人才主義に基づき、旧来家格のうえに安坐して官僚として無能化していた甲族層のなかに、それに比較すると官僚として有能であった次門層（の有為有能なもの）を繰り入れることによって、甲族層全体の若返り、体質改善といったものを目ざしたといったことがあげられる。[3]

さて、武帝は右に述べた甲族層の人才主義に基づく若返り、体質改善といった観点から、周知のように、旧来第一流の甲族がつくべき清官に、有為有能なものであればそのものが次門層出身のものであっても、抜擢してそれにつけるといったことをしているが、[4]それと同時に、いくつかの官職の地位の改変を行なっている。それについては、宮崎市定氏以来、天子の意向も貴族の感情を変える力がなかったことが説かれており、大勢としては確かにそうしたことがいえるのであろう。しかしながら、武帝によって地位の改変が図られた官職のうち、いくつかのものについては、甲族層によってその改変策が受け入れられたと考えられるのである。（より正確には、当時の天子の支配権力のあり方と甲族層のおかれた立場とから、甲族層は好むと好まざるとにかかわらず、これを受け入れざるを得なかったとするべきである。）

本稿は右のような観点から、武帝によって地位の改変が図られたいくつかの官職について考え、併せて甲族層が特定のグループの官職を排他的に独占しそれを維持する際、その背景となった「清議」について考え、宋齊時代と梁時代以降とでは、「清議」の掌握者に変化が見えること、それは甲族層による「清議」の掌握が弛緩してきたのを意味することなどを述べようとするものである。

一　「改革」における官職の地位改変

(イ)散騎常侍

晋から宋齊にかけて、その官職に対する評価が低下したために、甲族層がそれに就くことを嫌い、主に次門層（以下のもの）が就くべきとされた官職がいくつかある。梁の武帝は「改革」において、そのうちのいくつかのものについて地位の改変を図り、甲族層の出身のものもその官職に就くべきとした。先述したように、このような官職をめぐっての武帝の意図は、甲族層によって無視されたとする見解が現在のところ一般的であると考えられる。その際、散騎常侍の地位改変をめぐっての武帝と甲族層との間に見られる評価のズレが、右の見解をささえる主な論拠のひとつとされているようである。即ち、梁書巻二十一江儁伝に、

僕射徐勉以權重自遇。在位者並宿士敬之。惟儁及王規與抗禮、不爲之屈。勉因儁門客翟景爲第七兒繇求儁女婚、儁不答、景再言之、乃杖景四十。由此與勉有忤。除散騎常侍、不拜。是時勉又爲子求儁弟葺及王泰女、二人並拒之。…泰以疾暇出宅、乃遷散騎常侍。皆勉意也。初、天監六年（五〇七年）、詔以侍中、常侍並侍帷幄、分門下二局入集書。其官品視侍中。而非華胄所悅。故勉斥泰爲之。

とある。右に見える華胄というのは、第一流の甲族といった意味である。[5] 江儁はその曾祖父に宋の左光祿大夫儀同三司の江湛、父に齊の太常卿江斅をもち、彼自身も祕書郎に起家している。[6] 王泰は南朝第一の名族である琅邪の王氏に属し、彼自身同じく祕書郎に起家している。[7] 周知のように祕書郎に起家しうるものは、（東晋）南朝にあっては、第一流の家格を持つものである。江儁、王泰とも第一流の甲族であるといえる。なお、この徐勉と江儁、王泰とのやりとりが起ったのは、徐勉の尚書僕射在任中の普通三年（五二二年）から中大通三年（五三一年）までの間である。[8]

さて、この散騎常侍は、魏晋にあっては、清官中の清官と目されていたものであるが、[9] 宋代以降その地位が低下したために甲族層から就官を忌避されるようになったものである。ところで、評価の低下した散騎常侍の地位改変を図ったのは、梁の武帝が最初ではなく、宋の孝武帝もまたこれを試みている。宋書巻八十五王景文伝に、

上（孝武帝）以散騎常侍舊與侍中俱掌獻替、欲高其選。以景文及會稽孔覬俱南北之望、並以補之。

とある。これは孝建三年（四五六年）のことである。これについては、同様のことをやや詳しく記した宋書巻八十四孔覬伝に、

既而常侍之選復卑。（下略）

とあって結局失敗に終ったことが示されている。

以上より、散騎常侍は魏晋にあっては、清官の代表的な

ものとされていたが、宋齊にかけてそれに対する評価が低下したため、甲族層によってそれへの就官が忌避されるようになった。宋の孝武帝は、孝建三年に散騎常侍の地位の改変を図り、南北の望である会稽の孔覬、琅邪の王景文の散騎常侍への就官が一時的に実現したが、この孝武帝の意図は結局成功せず、再びもとの状態にもどった。梁の武帝は天監六年に再度地位の改変を図ったが、甲族層の散騎常侍は、依然として嫌われ、そうした状態が（おそければ）中大通三年頃まで続いていたということになろう。

散騎常侍の地位をめぐる右のような理解は、宋齊時代についてはほぼ首肯すべきであろうが、梁代以降（とくに中大通三年頃より以降）については、検討すべき余地があると考える。以下そのことについて述べるが、その際、次のような前提をもつものとする。即ち、他官をもって散騎常侍を兼ねるという所謂帯帖[10]及び他官をあわせもつものについては、これを除外し、その対象を散騎常侍単独就官者に限定するということである。というのはそうした場合、甲族層によって散騎常侍への就官が忌避されたという事実は無かったと考えられるからである。南齊書巻三十二何戢伝に、

何戢、字慧景、廬江灊人也。祖尚之、宋司空。父偃、金紫光祿大夫。……（何戢）解褐祕書郎、太子中舍人、……。建元元年（四七九年）遷散騎常侍、太子詹事。尋改侍中、詹事如故。上（齊高帝）欲轉戢領選、問尚書令褚淵、以戢資重、欲加常侍。淵曰、宋世王球從侍中中書令單作吏部尚書。資與戢相似。頃選職方昔小輕、不容頓加常侍。聖旨毎以蟬冕不宜過多。臣與王儉既左珥、若復加戢、則八座便有三貂。若帖以驍・游、亦爲不少。乃以戢爲吏部尚書、加驍騎將軍。

とあるものは、そのことをよく示している。右の記事に見える何戢、褚淵、王儉が、何れも当代第一流の甲族であることは言うまでもない。こうした事例は史上数多くある。念のために若干の例をあげると、前に見た王景文の子で祕書郎に起家し、太子舍人などについた王縝について、南齊書巻四十九王縝伝に、

元徽末（四七六年）、……遷散騎常侍、驍騎將軍。……隆昌元年（四九四年）、……又坐事免官。除冠軍將軍、司徒左長史、散騎常侍、隨王師。……遷散騎常侍、太常。

とあり、同じく南齊書巻四十九王奐伝に、王奐について、解褐著作佐郎、太子舍人、……（永明）六年（四八八年）、遷散騎常侍、領軍將軍……出爲使持節、散騎常侍、都督雍梁南北秦四州郢州之竟陵司州之隨郡軍事、鎮北將軍、雍州刺史。

とある。著作佐郎は甲族起家の官である。こうした事例は

梁陳時代においても多く見られる。二、三例をあげると、梁書巻二十一王志伝に、王志について、

祖曇首、宋左光祿大夫、……父僧虔、齊司空、……並有重名。……（王志）拜駙馬都尉、祕書郎……梁臺建、遷散騎常侍、中書令。……（天監）三年（五〇四年）、爲散騎常侍、中書令、領游擊將軍。……九年（五一〇年）、遷爲散騎常侍、金紫光祿大夫。

とあり、陳書二十一王固伝に、王固について

左光祿大夫通之弟也。……起家梁祕書郎、遷太子洗馬、……（天嘉）四年（五六四年）、又爲散騎常侍、國子祭酒。

とあり、同じく陳書巻二十三王瑒伝に、王瑒について、

（前略）司空沖之第十二子也。……梁大同中、起家祕書郎、遷太子洗馬。……太建元年（五六九年）、遷中書令、尋加散騎常侍。除吏部尚書、常侍如故。

とある。以上は多数の例のなかから、とくに南朝第一の名族である琅邪の王氏に属する人々を任意に選んだものである。かくて、散騎常侍への就官が忌避されたのは単独就官の場合であったと考えられよう。今、念のために孝建三年から天監五年（五〇六年）までに、散騎常侍に単独就官したものをあげると、管見の及ぶ限りでは十名をあげることができる。（この際、「累遷散騎常侍云々」と表現とされているものも、累遷というのは鰻上りの意味とされているので、[11]単独就官の例に入れた。(8)の周捨がそれである。）(1)顧長康(2)桓閎(3)沈景徳(4)杜幼文(5)沈憲[12](6)丘靈鞠(7)夏侯詳(8)周捨(9)江夏王鋒(10)南平王鋭の十名である。(1)顧長康(2)桓閎(3)沈景徳については、正史に専伝などがなく、その家格は考え難い。[13](9)江夏王鋒(10)南平王鋭は帝族である。[14]これら五名を除く他の五名は、次門出身と考えてさしつかえない。

まず(4)杜幼文についてであるが、彼は当時「傖荒」と称された所謂晩渡の北人である京兆杜陵の杜氏の一員で、彼自身も武人として官界に入っている。[15]その家格はせいぜい次門程度とすべきである。(5)沈憲は呉興武康の人で、その祖父沈說道の極官が恐らく巴西・梓潼二郡の太守（五品）、父沈璞の極官が恐らく北中郎行參軍（七品）であったと考えられること、彼自身州主簿に辟されたのち、臨首令、餘杭令などにつき、地方官としての生活が長かったことなどから、その家格は次門程度としてよかろう。[16]当時五品官が次門の極官であった。[17](6)丘靈鞠は、郡の上計吏に挙げられたのち、郡吏、州從事史などを経て秀才に挙げられ、州主簿、員外郎になっている。[18]員外散騎侍郎は甲族の起家官でもあるが、官序の過程にあらわれる場合は、次門の就くべき官職とされる。南史巻二十五到撝伝に、

（王）晏先爲國常侍、轉員外散騎郎。此二職清華所不

爲。

とある。清華というのは甲族をさす。[19] 丘靈鞠も次門出身としてさしつかえなかろう。(7)夏侯詳は州主簿についたのち、新汲令、州治中從事史、別駕などになり、主として地方官界で活躍しており、[20] 恐らくその家格は次門程度であろう。(8)周捨は齊の太學博士に起家しており、[21] 次門出身である。なお帝族の場合はその家格は、必ずしも明確でなく、本人の才能能力などによって父の官序に比して低い官に起家することもあるのにうかがわれるように、[22] 特殊な官序を取ることがある。右の(9)江夏王鋒(10)南平王鋭の場合もそれに該当しよう。事例が少ないので確たることは言えないが、前掲した宋書孔覬伝に言う「常侍之選復卑云々」とある際の「卑」というのは、ほぼ次門層出身者を指すとされよう。

さて、天監六年の散騎常侍の地位改変以降、散騎常侍に単独で就官したものとして前掲の梁書江僖伝に見える二名を除くと、二十七名をあげることができる。(累遷云々と表現されているものも含む。) この二十七名のうち正史に専伝などがなくその家格を考え難いものが三名、帝族が一名いる。[23] この四名を除いた二十三名中の十二名が甲族であると考えられる。梁書巻十二柳忱伝に、齊の司空柳世隆の子柳忱について、

起家爲司徒行參軍、……(天監)八年(五〇九年)……俄入爲祕書監。遷散騎常侍。轉祠部尚書云々。

とあり、同じく梁書巻三十五蕭子雲伝に、梁の祕書郎に起家し、太子舍人に遷った蕭子雲について、

(中太通)三年、出爲貞威將軍、臨川内史。……遷除散騎常侍。俄復爲侍中。

とあり、梁書巻四十一褚翔伝に、梁の祕書郎に起家したのち、太子舍人に遷った褚翔について、

中大通五年(五三三年)、……俄復爲散騎常侍、侍東宮。太清二年(五四八年)、遷守吏部尚書。

とあり、梁書巻四十一蕭洽伝に、齊の永明中に著作佐郎に起家したと思われる蕭洽について、

普通初(五二〇年)、……頃之、爲通直散騎常侍。……二年(五二一年)、遷散騎常侍。出爲招遠將軍云々。

とあり、梁書巻四十一劉孺伝に、梁の中軍法曹參軍に起家したのち、太子舍人に就いた劉孺について、

中大通二年(五三〇年)、遷散騎常侍。三年、遷左民尚書、領步兵校尉。

とあり、梁書巻二十一柳惲伝に、齊の竟陵王の府の法曹參軍に起家したのち、太子洗馬などに就いた柳惲について、

(天監)二年(五〇三年)、出爲呉興太守。六年、徵爲散騎常侍。遷左民尚書。

とあり、陳書巻二十一張種伝に、梁の王府法曹參軍（王名は不明）に起家したと考えられる張種について、

（前略）貞陽侯僭位、除廷尉卿、太子中庶子。敬帝卽位、爲散騎常侍。遷御史中丞、領前軍將軍。

とあり、陳書巻二十三王瑒伝に、梁の祕書郎に起家したのち、太子洗馬に遷った王瑒について、

（前略）貞陽侯僭位、以敬帝爲太子、授瑒散騎常侍、侍東宮。尋遷長兼侍中。

とあり、陳書巻二十四袁憲伝に、梁の祕書郎に起家したのち、太子舍人に遷った袁憲について、

（太建）二年（五七〇年）、轉尚書吏部侍郎。尋除散騎常侍、侍東宮。三年（五七一年）、遷御史中丞、領羽林監。

とあり、陳書巻二十六徐儉伝に、梁の豫章王府行參軍に起家した徐儉について、

後主立、……累遷尋陽内史、……遷散騎常侍、襲封建昌侯。

とあり、梁書巻三十七何敬容伝に、「名家子」をもって齊武帝の娘長城公主に尚し、天監初（五〇二年）に祕書郎に起家したのち、太子舍人、太子洗馬などになった何敬容について、

（前略）還除黄門郎。累遷太子中庶子、散騎常侍、侍中、司徒左長史。

とあり、陳書巻十七袁敬伝に、梁の祕書郎に起家したのち、太子舍人、太子洗馬などについた袁敬について、

高宗卽位、……累遷太常卿、散騎常侍、金紫光祿大夫、加特進。

とある。以上あげた十二名は、何れも甲族としてさしつかえない。かくて、天監六年の散騎常侍の地位改変以後、甲族もまた散騎常侍の単独就官に応ずることがあったことが分かる。以上十二名のうち、六名が第一流の甲族であることを示す祕書郎に起家したものであること、その多くが前述した徐勉と江僊、王泰とのやりとりがあった中大通年間以降のことであることは、留意しておく必要がある。

以上、散騎常侍の地位改変以降における一流甲族出身者の散騎常侍単独就官について述べた。もちろん、そこには次門や武人出身者の就官も依然としてある。右は数字的には、全散騎常侍単独就官者の½強程度なので、梁の武帝と甲族層の間にある散騎常侍の地位改変をめぐっての思惑についても、この数字をどのように評価するかによって、その解釈が異なるかもしれない。しかし筆者は、次節以下で述べるいくつかの事例を勘案するならば、武帝の政策はかなり大きく成功したと考える。したがって右の散騎常侍をめぐる数字もそうした観点から理解すべき性格のものと考

えたい。

(ロ)太子家令

晋から宋齊にかけて、その官職に対する評価が低下したために、甲族層がそれに就くことを嫌い、主に次門層（以下）のものが就くようになった官職が、散騎常侍の他にもいくつかある。梁の武帝は「改革」において、そのうち若干のものについては、散騎常侍の場合と同様にその地位の改変を図り、甲族層出身のものもその官職につくべきである、とした。今、そのうちの太子家令について述べる。

通典巻三十職官五十二太子家令に、太子家令について、

（晋）太康八年（二八七年）、進品、與中庶子二率同。自漢至來、家令在率更下。宋則居上。……齊因之。自宋齊以來、清流者不爲之。沈約爲齊文惠太子家令至梁天監六年、武帝以三卿陵替、乃詔革選、云々。

とある。右に清流というのは、甲族のことと考えてさしつかえない。[24] 宋齊時代以来もっぱら太子家令に就くべしとされた清流以外のものとは、具体的には次門層出身者のこととすべきである。右に太子家令就官者として名前のあげられている沈約は、宋の奉朝請に起家し、齊の初めに太子家令についている。[25] 奉朝請は次門の代表的な起家の官である。

次に、天監六年の改変以降太子家令についたと考えられるものについてであるが、梁書巻三十五蕭子顯伝に、甲族蕭子顯の子蕭愷について、

初爲國子生、對策高第、州又擧秀才。起家祕書郎。遷太子中舍人、王府主簿、太子洗馬。父憂去職。服闋、復除太子洗馬。遷中舍人、並掌管記。累遷宣城王文學、中書郎、太子家令、又掌管記。

とある。梁書巻三十五蕭子顯伝によれば、蕭子顯が卒したのは大同三年（五三七年）のことであるから、蕭愷が太子家令についた時期は自ら天監六年の改変以降のことになる。また、蕭愷の兄蕭序も太清中に太子家令についている。次に梁書巻三十三張率伝に、張率について、

起家著作佐郎。……久之、除太子洗馬。……（天監）十三年（五一四年）、……俄遷太子家令云々。

とあり、梁書巻二十七陸襄伝に、陸襄について、

天監三年、……起家擢拜著作佐郎、……除太子洗馬……累遷國子博士、太子家令、復掌管記。

とある。梁書巻八昭明太子伝によれば、陸襄が太子家令に在官したのは普通中のことである。次に陳書巻二十一蕭乾伝に、蕭乾について、

十五擧明經。釋褐東中郎湘東王法曹參軍、遷太子舍人。……侯景平、……遷中書侍郎、太子家令。

とあり、同書巻三十陸瓊伝に、陸瓊について、

永定中、州擧秀才。天嘉元年（五六〇年）、爲寧遠始

興王府法曹行參軍。……太建元年……轉中書侍郎、太子家令。

とあり、梁書巻三十三王筠伝に、王筠について、

起家中軍臨川王行參軍、遷太子舍人。……累遷太子洗馬、中舍人、並掌東宮管記。……除太子家令、復掌管記。普通元年、以母憂去職。

とあり、梁書巻四十一劉孺伝に、劉孺について、

（天監二年頃）起家中軍法曹行參軍、時鎮軍沈約聞其名、引爲主簿、……累遷太子舍人、中軍臨川主簿、太子洗馬、尚書殿中郎、出爲太末令……。還除晋安王友、轉太子中舍人。……轉中書郎、兼中書通事舍人。頃之遷太子家令、餘如故。

とある。さらに梁書巻二十一江儁伝に、江儁について、

起家祕書郎、……除太子洗馬、……及建康城平、儁坐禁錮、俄被原、起爲後軍臨川王外兵參軍。累遷臨川王友、中書侍郎、太子家令云々。

とあり、梁書巻二十六陸杲伝に、齊の中軍法曹行參軍に起家し、太子舍人に遷った甲族陸杲の弟陸照について、

天監初、歴中書侍郎、尚書左丞、太子家令、卒。

とあり、梁書三十七謝擧伝に、謝擧について、

起家祕書郎、遷太子舍人、輕車功曹史、祕書丞、司空從事中郎、太子庶子、家令、掌東宮管記、深爲昭明太子賞接。

とあり、梁書巻二十七殷鈞伝に、殷鈞について、

天監初、拜駙馬都尉、起家祕書郎、太子舍人、司徒主簿、祕書丞。……遷驃騎從事中郎、中書郎、太子家令掌東宮書記。

とある。右の四名の太子家令就官は必ずや天監六年の地位改変以降のことであろう。以上あげた人々は、何れも甲族である。このことと、先に掲げた通典の記事とをあわせ考えると、太子家令は宋齊時代次門層の就くべき官職であったが、梁の武帝は天監六年にその地位の改変をはかり、甲族層の就くべき官職とした。この改変に応じて、甲族層も太子家令に就官するようになった。ということになろう。

ただし、南徐州迎西曹行事となり、晋安國左常侍に除された（ただし、不拝）到洽が、天監十四年（五一五年）に太子家令になり、[26] 太學博士に起家した徐摛が太通初（五二七年）に太子家令に転じている。[27] また、齊の太學生出身の許懋が天監十年（五一一年）に太子家令に転じている。当時、太學は次門（以下）の出身者が入学すべきであった。[28] さらに、太學博士に起家した周確が陳の初期に、太子家令になっている。[29] これらの四名は次門とすべきである。こうした天監六年以降の次門出身者の太子家令就官については、越智重明氏の指摘されるように、天子による有能有為の次

門層の抜擢として理解すべきである。[30] なお、天監六年以降に太子家令に就官したものは、管見の及ぶ限りでは以上あげた十五名ですべてである。

天監六年の太子家令の地位改変以降に太子家令に就いた十五名のうち十一名が甲族であり、そのうち四名は第一流の家格を示す祕書郎に起家した人々であったことは、武帝による官職の地位改変が太子家令については、かなり大きく成功したことを示しているとするべきである。

(ハ)尚書殿中郎

東晋に入ってから、その官職に対する評価が低下したものとして、尚書郎がある。北堂書鈔巻六十に引く「山濤啓事」に、

舊選尚書郎極清望、號稱大臣之副。

とあり、同書同巻に引く郭璞の「辭尚書郎表」に、

且臺郎（尚書郎のこと）清顯、論望宜允者也。

とあって、西晋時代にあっては尚書郎に対する評価は一様に高いものであった。しかし、東晋から宋齊にかけて吏部郎以外の諸曹郎に対する甲族層の評価が低下し、甲族層によってそれへの就官が忌避されるようになった。太平御覧巻二百十五に引く「晋中興書」に、

王坦之、字文度。選曹將擬爲尚書郎、担之聞曰、自過江、尚書郎正用第二人。何得以此見擬。其子國寶、好傾側。婦父謝安惡之、除尚書郎。國寶以爲中興膏腴之族唯作吏部、不作餘曹郎。怨之、辭不拜。

とあり、宋書巻五十九江智淵伝に、江智淵について、

初爲著作郎、…元嘉末（四五三年）、除尚書庫部郎。時高流官序、不爲臺郎。智淵門孤援寡、獨有此選。意甚不說。固辭不肯拜。

とある。太平御覧に見える第二人というのは、高流＝甲族以外の人々、つまり次門のことをさし、江智淵伝に見える高流というのは、著作佐郎に起家するような家柄、つまり甲族のことをさすとすべきである。

何れにしても以上見てきたところから、吏部郎以外の尚書の諸曹郎に対する甲族層の評価が、東晋から宋齊にかけて低下したため、甲族層によってそれへの就官が忌避されるようになったことが分かる。

さて、梁の武帝は、「改革」において、甲族層の体質改善、若返り政策の一環として、宋齊時代天子による「天子の側近寒人」の重挙などによって低下しつつあった尚書省の機能回復につとめている。梁書巻四十劉顯伝に、

（天監九年）始革尚書五都選。

とあり、南史巻六武帝紀、天監九年四月の条に、

丁巳、選尚書五都令史、革用士流。

とある。尚書五都令史（尚書五都とは尚書五都令史のこと

とすべきである。）は旧来後門層のつくべき官であった。前述したごとく、後門層は「改革」以降原則として官僚たるべきを否定された。その際一般論的にいうと、旧来後門層の就くべきであった官が役目とされたということになる。ところで、隋書巻二十六百官志上を見ると、

（前略）又有五都令史、與左右丞共知所司、舊用人常輕。（天監）九年、詔曰、尚書五都職參政要。非但總領衆局、亦乃方軌二丞。頃雖求才、未臻妙簡。可革用士流、每盡時彦。庶同持領、秉此群目。於是都令史、視奉朝請。

とある。尚書五都令史と同等視された奉朝請は次門のつくべき官である。つまり武帝は、「改革」で本来ならば役目とされるべきである尚書五都令史の地位をあえて上昇させて、次門のつくべき官としているのである。魏晋南朝時代、尚書省は一貫してその機構を拡大発展させている。晋初に尚書郎が二十五人であるのに対し、尚書令史の数は正令史百二十人、書令史百三十人であった。二百五十人の令史に対して、尚書郎が二十五人であるのは、一応令史が十人ずつ尚書郎に分属していたのを察せしめる。さて、梁書巻四十一劉覧伝によれば、梁代には尚書令史の数は七百人に達している。この七百人という数字は尚書書正令史と、尚書令史とを合わせたものであろう。このように拡大発展した尚書省の機構の円滑な運営のためには、尚書省の中堅幹部である尚書郎の役割がますます重要性をおびるようになり、それに応じて尚書郎の補佐をその任務とする尚書五都令史の役割もまたいよいよ重大となったということになろう。つまり右は、武帝が尚書省の機能回復、重視策の一環として、尚書省のひとつのかなめである尚書五都令史の地位の上昇を図ったことを示したものなのである。[31] このような武帝の尚書省の機能回復、重視策は、旧来評価が低下していた尚書郎の地位についても及んだと考えられるが、尚書省の諸曹郎のうち尚書殿中郎については、そのような情況を想定できる。

梁書巻三十四張緬伝に、張緬について、

召補國子生。起家祕書郎、出爲淮南太守。時年十八。…還除太子舍人、雲麾外兵參軍。…殿中郎缺。高祖（梁武帝）謂徐勉曰、此曹舊用文學、且居鵷行之首。宜詳擇其人。勉擧緬充選。

とある。張緬が祕書郎に起家したのは、天監元年以降のことである。張緬が殿中郎に挙げられたのは、徐勉が吏部尚書であった天監六年以降、[32] 即ち散騎常侍、太子家令などの地位の改変が行われていた「改革」の前後のこととすべきである。さらに梁書巻三十三王筠伝に、

王筠字元禮、一字德柔、琅邪臨沂人。…起家中軍臨川

王行參軍、遷太子舍人、除尚書殿中郎。王氏過江以來、未有居郎署者。或勸逡巡不就。筠曰、陸平原東南之秀、王文度獨步江東、吾得比蹤昔人、何所多恨。乃欣然就職。

とある。右の臨川王というのは梁の武帝の弟である臨川靖惠王宏のことで、彼は、天監三年に中軍將軍となっている。[33] 王筠の殿中郎就官は必ずや「改革」の頃のことであろう。いずれにしても梁代になると、祕書郎に起家したものや、東晋時代の王坦之（王文度）以来絶えてなかった琅邪の王氏（のうちの甲族に属する人々）の尚書殿中郎就官があったことを示している。

右から、武帝が尚書殿中郎を重視し、旧来とは異なった人事を行なおうとする意図を持っていたことが推断されよう。

さて、梁代以降に尚書殿中郎に就いたものとして、前掲した張緬、王筠の他に十六名を掲げることができる。(1)王僉(2)蕭滂(3)何敬容(4)到藎(5)褚向(6)劉孺(7)劉潛(8)蕭幾(9)王質(10)徐儀(11)江總(12)陸瓊(13)袁憲(14)到洽(15)到溉(16)周確の十六名がそれである。梁書巻二十一王份伝に、王份の孫王僉について天監七年以降のこととして、

（前略）召補國子生、祭酒袁昂稱爲通理。策高第、除長兼祕書郎中。歴尚書殿中郎、太子中舍人、與呉郡陸襄對掌東宮管記。

とあり、梁書巻三十五蕭子恪伝に、甲族蕭子範[34]の子蕭滂について、

太宗（梁簡文帝）東宮時、嘗與邵陵王數諸蕭文士、滂、確亦預焉。滂官至尚書殿中郎云々。

とあり、梁書巻三十七何敬容伝に、何敬容について、

敬容以名家子、弱冠選尚齊武帝女長城公主、拜駙馬都尉。天監初、爲祕書郎、歴太子舍人、尚書殿中郎、太子洗馬云々。

とあり、梁書巻四十到溉伝に、到溉の孫、到藎について、

起家著作佐郎、歴太子舍人、宣城王主簿、太子洗馬、尚書殿中郎。

とあり、梁書巻四十一褚翔伝に、褚翔の父で著名な褚淵の孫にあたる褚向について、

高祖（梁武帝）踐祚。選補國子生。起家祕書郎。遷太子舍人、尚書殿中郎。

とあり、梁書巻四十一劉潛伝に、甲族劉孝綽[35]の弟劉潛について、

天監五年、擧秀才。起家鎮右始興王法曹行參軍、隨府益州、兼記室。王入爲中撫軍、轉主簿、遷尚書殿中郎。

とあり、梁書巻四十一蕭幾伝に、蕭幾について、天監四年（五〇五年）以降のこととして、

及（楊）公則卒、幾爲之誄。時年十五。…釋褐著作佐郎、盧陵王文學、尚書殿中郎云々。

とあり、陳書巻十八王質伝に、王質について、

右光禄大夫通之弟也。…梁世以武帝甥封甲口亭侯、補國子周易生、射策高第。起家祕書郎、太子舍人、尚書殿中郎。

とあり、陳書巻二十六徐陵伝に、徐陵の子、徐儀について、

（前略）以周易生擧高第爲祕書郎。…禎明初（五八七年）、遷尚書殿中郎。

とあり、陳書巻二十七江總伝に、江總について、

解褐宣恵武陵王府法曹參軍。中權將軍、丹陽尹何敬容開府、置佐史、竝以貴胄充之。仍除敬容府主簿。遷尚書殿中郎。

とあり、陳書巻二十四袁憲伝に、袁憲について、

大同八年（五四二年）、…憲時十四、被召爲國子正言生、…尋擧高第、以貴公子選尚南沙公主。卽梁簡文之女也。太同元年（五三五年）、釋褐祕書郎。太清二年、遷太子舍人。…敬帝承制、徵授尚書殿中郎。

とある。劉孺、陸瓊については太子家令のところで述べた。劉孺は梁の天監二年以降しばらくして、[36]陸瓊は陳の天嘉中にそれぞれ尚書殿中郎になっている。[37]以上の（張緬、王筠を含めた）十五名は甲族としてさしつかえない。また王僉、王固が琅邪の王氏に属する人々であることは言うまでもない。残りの三名は次門である。(14)到洽は十八才で州の迎西曹行事となり、晋安國常侍に除された（ただし不就）のち、天監五年に尚書殿中郎に就いている。[38](15)到溉は到洽の兄で王國左常侍に起家したのち、天監中に尚書殿中郎となっている。[39](16)周確についてはすでに太子家令のところで述べた。彼は陳の初期に尚書殿中郎に就いている。[40]これら三名の尚書殿中郎就官は、太子家令の場合と同様に有為有能な次門層の天子による抜擢と解すべきである。ちなみに、梁書巻二十七到洽伝を見ると、

（天監）五年、遷尚書殿中郎。洽兄弟羣從、遞居此職。時人榮之。

とあって、到洽らの尚書殿中郎就官は、当時名誉とされていた。なお梁代以降に尚書殿中郎となったものは、管見の及ぶ限りでは以上の十八名がすべてである。

梁代以降尚書殿中郎に就いたもの十八名のうち十五名が甲族であり、そのうち七名が第一流の甲族であることを示す祕書郎に起家した人々であったこと、しかもそれらが、「改革」以降に集中してあらわれていること、前述したように武帝が尚書殿中郎を重視し、その人事に意を用いていたことなどから考えて、尚書殿中郎についても太子家令の場合と同じようにその地位の改変が「改革」時に武帝によ

って企図され、しかもそれがかなり大きく成功したものとされよう。

二　宋齊時代の「清議」

宋齊時代、甲族層が特定グループ（清官と称される）を排他的に独占し得た際、州大中正が大きい役割を果している。そこで大きく機能したものとして、（人物評価を中心とする）人事をめぐる輿論としての「清議」の存在を想定すべきである。

まず、東晋南朝における州大中正の職分についてであるが、南齊書巻三十二王琨伝に、

時王儉爲宰相。屬琨用東海郡迎吏。琨謂信人曰、語郎、三台五省皆是郎用人。外方小郡、當乞寒賤。省官何容復奪之。遂不過其事。

とある記事が注目される。この記事については、種々解釈されているが、そのなかでも最近越智重明氏が提出された解釈が最も妥当なものと思われる。

氏はまず、南齊書巻二高帝紀建元元年十月の条に見える、

宋元徽二年（四七四年）以來、諸從軍得官者、未悉蒙祿。可催速下訪、隨正卽給。才堪餘任者、訪洗量序。若四州士庶、本鄉淪陷、簿籍不存、尋校無所、可聽州郡保押。從實除奏。荒遠闕中正者、特許據軍簿奏除。

とある記事、南齊書巻三十三張緒伝に、

（張緒領中正）。長沙王晃屬選用呉興聞人邕爲（南徐）州議曹。緒以資籍不當、執不許。晃遣書佐固請之。緒正色謂晃信曰、此是身州鄉。殿下何得見逼。

とあるものを引用し、州大中正が官人の資状、戸籍の注の実態を把握し、それを案じて、文官人事をあるいは認承しあるいは否定したことを述べられたのち、前掲した南齊書王琨伝の記事を、

時に王儉宰相爲り。琨に東海郡に迎吏を用うることを屬す。琨、信人に謂ひて曰く、「郎に語れ。三台五省は、皆是れ郎、人を用ひよ。外方の小郡は、當に寒賤に乞うべし。省官何ぞ容ぞ復之を奪はんや」と。遂に其の事を過せず。

と読み下され、大要以下のように述べられている。

右の事件が起ったのは建元元年から同四年（四七九―八二年）までの間のことである。当時東海郡は冀州に属していた。王琨は本貫を琅邪郡臨沂県にかけている。当時南琅邪郡（その属県に臨沂県を含む）は、南徐州に属していた。従って王琨は、当時南徐州大中正であったとすべきである。当時王儉は尚書右僕射あるいは尚書左僕射で吏部尚書を兼ねていた。それを宰相といっているのはのちの時期の投影である。従ってこの南齊書王琨伝の記事は、吏部尚書と

して直接官人の人事を行っている王儉が、冀州の東海郡の太守に、かつて迎吏であり、当時三台五省の官人であった某を任命しようとしたが、そのものの本貫が南徐州にあったので、南徐州大中正王琨に資籍面から見てそれが妥当であるという認承を頼んだ。王琨はそれに対して、外方の小郡は寒賤に与えるべきであるのに、中央官衙から任命するのはよろしくない、としてその依頼をにぎりつぶしたことを物語っているとされよう。右の王琨の言は、中央の官衙の人事が州大中正の認承と無関係であるというのではなく、その人事については口をはさまず、依頼通りに認承しようとしているのであって、要するに、州大中正は内外文官の人事について認承権をもっていたと考えられるのである。[41]

首肯すべき見解である。ところで、右に見える迎吏についてであるが、これは南徐州の迎吏とすべきである。刺史が初めて任地に臨むとき州大中正が州内の才業の高いものを選んで主簿を兼ねさせ、刺史を迎えるといったことがあり、郷党があげて迎西曹としたものもそのような任務をもつものである。一般的にいった際、次門程度の家格の人々のなかから選ばれるものとされよう。[42]ところで、右の王琨伝によれば、そうした迎吏が寒賤以外のものとされているとすべきである。寒賤というのは次門以下をさす。甲族が寒賤とされることはない。ここで南史巻六十徐勉伝を見ると、

舊揚徐首迎主簿、盡選國華。中正取勉子崧、充南徐選首。

とある。ここに揚州と南徐州の首迎主簿の場合は、特に国華を取るものであったことが示されている。国華というのは祕書郎に起家するような第一流の甲族をさす。[43]王琨伝に見えるかつて南徐州の迎吏であった某とは、必ずや南徐州の首迎主簿であったもので、それだけに彼は甲族であったとすべきである。

かくて、右の王琨伝の記事は、吏部尚書の人事が家格を無視し、甲族をして甲族の就くべきではない次門が就くべき官に就かしめようとしたことに対して、州大中正がその職分を発揮してこれを阻止したことを示したものとすべきである。ところで、このような家格を無視した吏部尚書の人事は、むしろ例外的なこととすべきであって、吏部官僚もまた通常家格を重視した人事を行っているのである。宋書巻七十五王僧達伝に、

（王僧達）家貧求郡。太祖（宋文帝）欲以爲秦郡。吏部郎庾炳之曰、王弘子既不宜作秦郡。…乃止。

とある。（琅邪の）王弘の家系が第一流の甲族のそれであったことは疑うべくもない。これは当時秦郡太守が第一流の甲族が就くべきではない官職とされていて、第一流の甲族がそれとして進むべき官序を逸脱しようとしたのを吏部

曹が阻止したことを示したものとされよう。さらに宋書巻五十七蔡興宗伝に、

（蔡興宗）俄遷尚書吏部郎。時（吏部）尚書何偃疾患。上謂興宗曰、卿詳練清濁。今以選事相付、便開門當之、無所讓也。

とあり、南齊書巻四十二王晏伝に、

（永明）八年（四九〇年）、…上欲以高宗代晏領選、手勅問之。晏啓曰、鸞（高宗）清幹有餘、然不諳百氏。恐不可居此職。

とある。蔡興宗伝に見える清のうち、清は清塗・清官などの清と基底を同じくするもので、甲族層あるいは甲族層の就くべき官位を意味し、濁というのはその反対概念で、次門層以下あるいは次門層以下の人々の就くべき官位を意味する。[44] この二つの史料は吏部官僚が、甲族層、次門層以下の人々のそれぞれのつくべき官位について十分な知識を有し、かつ被擬官者がそれぞれどのような家格の家に属しているかについて熟知している必要があったことを示しているものとされよう。[45] 資治通鑑巻一百二十八宗大明二年（四五八年）の条に引く、「裴子野論」に、

自晋以來、其流稍改、艸澤之士、猶顯清塗。降及季年、專限閥閲。

とある。もっぱら「閥閲」を限って人事を行ったものこそ、吏部官僚であり、そして州大中正であったのである。

甲族層による特定のグループの官職（それは清官と称される）の排他的独占の維持は、以上述べてきたような州大中正と吏部曹によっていわば二重に保証されていたのである。晋書巻六十五王薈伝に、先に掲げた王弘の曾祖で、琅邪王氏の南朝における隆盛の基盤を築いた王導の子王薈について、

少歴清官。

とあるのを初めとして、南朝においてしばしば見える甲族層が、その家格によって清官を経歴していくことを示した記事は、州大中正と吏部官僚の職分が発揮された正にその結果であったとすべきである。

さて、魏晋南朝時代を特色づけるもののひとつに「清議」がある。これは郷党における人事をめぐる輿論といった意味であるが、今まで述べてきたような甲族層による特定のグループの官職の排他的独占を將来し維持してきた背景となるものとして、こうした「清議」の機能もまた無視することはできない。以下そうした「清議」について述べる。[46]

晋書巻七十應詹伝に、東晋初期のこととして、

（應詹）遷使持節都督江州諸軍事平南將軍江州刺史。詹將行。上疏曰、…漢宣帝時、二千石有居職修明者、

則入爲公卿。其不稱職免官者、皆還爲平人。懲勸必行。故歴世長久。中間以來、遷不足競。免不足懼。或有進而失意。退而得分。莅官雖美、當以素論降替、在職實劣、直以舊望登叛。校游談爲多少、不以實事爲先後。以此責成、臣未見其兆也。

とある。東晋南朝にあっては、家格が高いことをもって望とする用法が生じてきている。晋書巻七十卞壼伝に、西晋末のころのこととして、

壼牋、自陳曰、…亡父往爲中書令。時壼蒙大例、望門見辟。信其所執、得不祗就。

とある。又民望というのがある。宋書巻一武帝紀上に、

（前略）且桓玄雖以雄豪見推、而一朝便有極位、晋氏四方牧守及在朝大臣、盡心伏事、臣主之分定矣。高祖（宋の武帝）位微於朝、衆無一旅。奮臂草萊之中、倡大義、以復皇祚。由是、王謐等諸人、時衆民望[補1]、莫不愧而憚焉。

とある。王謐は琅邪王氏に属しもとより名門である。ここに見える門望、民望の望はもっぱら家格が高いものを指しているとされようが、應詹伝に見える旧望の望もこうした望と基底を同じくするものとすべきである。[47] つまり、右に掲げた應詹伝の記事は、東晋初期、人事が官僚の能力、功績などによって行われるのではなくして、「素論」によって左右され、しかもこの「素論」が、家格の高い人々に有利に作用し、家格の低い人々に対しては、不利に作用するといった局面の存在することを示したものとされるのである。

ところで、右の「素論」（清く正しい議論といった意味をもつ。）はまた、（人事をめぐる輿論を意味する）「清談」、あるいは（人事をめぐる輿論を意味する）「清論」とも表現されている。人事をめぐる輿論を意味する「清談」が「清議」と同一のものであることは、周知のことに属する。[48] 宋書巻五十七蔡廓伝に、吏部尚書への就官を拒否した蔡廓の行動に対する沈約の評に、

史臣曰、世重清談、士推素論。蔡廓雖業力弘正、而年位未高、一世名臣風格、皆出其下。及其固辭銓衡、恥爲志屈、豈不知選録同體、義無偏斷乎。良以主闇時難、不欲居通塞之任也。遠矣哉。

とある。蔡廓は著作佐郎に起家しており、甲族と考えられる。

「清論」との関連については、宋書巻六十二王微伝に、吏部尚書江湛が王微を吏部郎に挙げたが、王微がそれを固辞したこと、かっての王微の府主である始興王濬がしきりに就官をすすめた際、それに対する王微の奉答箋書の内容が、王微の好んだ文章のスタイルのせいで、抑揚が激しか

ったために、この人事に不満があるものと誤解され、そのため王微がその弁明の為の手紙を、従弟の王僧綽に与えたことが記してあるが、その弁明の手紙に、

吾少學作文、又晩節如小進。使君公欲民不偸、每加存飾、酬對尊貴、不厭敬恭。且文詞不怨思抑揚、則流澹無味。文好古、貴能連類可悲、一往視之、如似多意。當見居非求志、清論所排、便是通辭訴屈邪。爾者眞可謂眞素寡矣。其數旦見客小防、自來盈門、亦不煩獨擧吉也。此輩乃云語勢所至、非其要也。弟無懷居今地、萬物初不以相非、然魯器齊虛、實宜書紳。今三署六府之人、誰表裏此内、儻疑弟豫有力、於素論何如哉。則吾長阨不死、終誤盛壯也。

とある。王微も琅邪王氏に属し、司徒祭酒に起家したのち、太子中舎人、始興王友などについており、甲族とされよう。さて、「清議」は、「清論」と称されることもある。太平御覧巻二百六十五職官部六十三中正の項にひく、「荀勗集」に、

（荀勗）表讓予州大中正曰、被敕、以臣爲予州大中正。…品藻人物、以正一州清論、此乃臧否之本、風俗所重。

とある。これはそのことを示す。王微伝に見える「清論」も「清議」と同一のものとすべきである。

かくて、東晋南朝の「清議」は家格の高い人々に有利に作用し、それ以外の人々に不利に作用するものであり、それが官界の人事に対して一定の効果を持つものであったといえよう。ところで、この家格の人々とは、具体的には前掲した諸史料からも推測されるように甲族層をさす。文選巻三十八に任彦昇の「爲蕭揚州作薦士表」がある。これは齊明帝の発した異士を求める詔に応じて、始安王遙光が奉ったものであるが、それに、

勢門上品、猶當格以清談。英俊下僚、不可限以位貌。

とある。この際の「清談」は「清議」のことである。勢門上品というのは、郷品二品以上の人々、つまりは甲族をさす。右の「薦士表」は王暕と王僧孺を推薦しているが、王暕は著名な王儉の子で、弱冠にして淮南長公主に尚し、三公子として員外散騎侍郎に除せられようとしたが拝せず、晋安王文学に除されたのち、盧陵王友、祕書丞に遷っている。[49] もとより第一流の甲族である。一方王僧孺は、東海郡郯県の人で王國左常侍に起家したのち、太學博士などについている。[50] 次門とされる。「清議」によって格ぐるべきであるとされた勢門上品（＝甲族）は、自ら王暕に相当り、限るに位貌を以てすべからずとされた下僚英俊は、自ら王僧孺に相当る。[51] このように「清議」が、その主対象を甲族層に限定するようになったというところには、当然そこに「清議」の構成者、担い手が甲族層に限定されるようにな

ったことが予想されよう。（もともと「清議」は、上級士人によって操作される性格のものであったのであろう。）こうした甲族層が主として担い、その対象を甲族層に限定するようになった「清議」は、次門層（以下の人々）が、本来甲族層が就くべき官職に進出してくるのに決して好意的ではなかった。梁書巻十三沈約伝に、沈約について、

自負高才、昧於榮利、乗時藉勢、頗累清談。及居端揆、稍弘止足。毎進一官、輒殷勤請退。而終不能去。論者方之山濤。

とある。沈約は前述したように次門である。この際の「清談」も「清議」のことである。[52] 端揆というのは尚書令あるいは尚書僕射のこととすべきである。[53] 沈約は天監六年十月に尚書令に、天監元年に尚書僕射になっている。[補2] 尚書令、尚書僕射は本来甲族層がつくべきであったとすべきである。これは「清議」が擡頭する次門に対して決して好意的でなかったことを示唆したものとされよう。（ただし、この場合は後述するところから明らかなように天子の支配権力と甲族層とのあり方に変化が生じ、「清議」の持つ人事に対する規制力に弛緩が見えはじめたころのことを示したものとすべきである。）

右に見たように、宋齊代における州大中正の職分は家格に則った人事を守るべきところにあり、「清議」もまた家格を維持すべく機能するものであった。州大中正の職分にはもともとそうした「清議」を掌るものがあった。こうしたことは「改革」以降にあっても変りはなかったであろう。宋齊時代その「清議」は甲族層が独占すべきであった。

三　「改革」以降の「清議」

梁代になると、甲族層による「清議」の掌握に弛緩が見えてくるが、それは「清議」の担い手に変化が生じたことと関連する。即ち、梁王朝の成立とともに政治的に擡頭した次門層によって、「清議」が掌握される局面が生じたと考えられるのである。梁書巻五十伏挺伝に、晋陵令、武康令などに就いたのち、退官して隠静していた伏挺について、

挺少有盛名、又善處當世。朝中勢素、多與交遊、故不能久事隱靜。時僕射徐勉以疾假還宅。挺致書以觀其意曰、…一日聊呈小文、不期過賞、還逮隆渥、累牘兼翰、紙縟字磨、誦復無已。徒恨許與過當、有傷準的。昔子建不欲妄讚陳琳、恐見嗤哂後代。今之過奢餘論、將不有累清談。

とある。梁書巻二十五徐勉伝によれば、徐勉が病気のために休暇を賜わり帰郷したのは、尚書僕射をもって中書令を加えられた直後のことであるから、右の記事は普通五年

（五二四年）頃のことを示したものとされよう。伏挺は南平昌郡安丘県に本貫をかけるものであるが、齊の建武三年（四九六年）に南平昌郡が省かれて以来、安丘県は南東莞郡に属していたと考えられる。一方徐勉は、南東海郡郯県にその本貫をかけている。当時、南東莞郡、南東海郡とも南徐州に属していたと考えられる。[54]ところで、徐勉は、南齊時代に西陽王國侍郎に起家しており、次門出身である。[55]彼は梁王朝の成立とともに政治的に擡頭し、勢力を振った人である。「改革」を実質的に遂行した人であることは周知のことに属する。つまり、右の伏挺伝の記事は、一旦退官した伏挺が官界に復する際に、同じ僑州に本貫をかける徐勉に「清議」を求めたこと（右の「清談」は「清議」のこととすべきである。[56]）を示しているが、その徐勉は本来の甲族ではなく、政治的に擡頭した次門出身者であったのである。要するに、右は梁の普通頃になると、宋齊時代と異なり「清議」が、政治的に擡頭した次門出身者によって掌握されるという局面が生じたことを示したものなのである。

ところで、この際注意すべきことは、このような政治的に擡頭した次門出身者によって「清議」が掌握されるといった情況が、南徐州において見られるということである。南齊書巻十四州郡志上、南徐州の項に、

南徐州、…宋氏以來、桑梓帝宅、江左流寓、多出膏腴。

とあることからもうかがわれるように、南徐州には、所謂北来の一流士人が多くその本貫をかけたところで、南朝政治史を考えるうえで無視することのできない琅邪の王氏も、もちろんここに本貫をかけている。それだけに他の諸州と比較した際、甲族層による「清議」の掌握は、より強力なものであったとすべきであろう。そうした膏腴が簇出する地において、次門出身者による「清議」の掌握という事態が出現したことは、南朝政治史のうえにおいて軽視されるべきものではない。

ちなみに、六朝における官人の身分は起家の官によって規制される局面があり、次門として起家した人は、たとえ政治的に擡頭して、甲族の就くべき官に就いたとしても、「寒士」などと称され、甲族層とは一線を画すべきものとされていた。[57]こうしたことは、「改革」以降、右の普通五年頃の段階にあっても、依然として甲族層の意識のなかに残っていたろうが、それが政治的に持つ意義は、旧来とは自ら異なったものとすべきである。

最後に、政治的に擡頭した次門出身による「清議」の掌握、ひいては甲族層による「清議」の掌握の弛緩を示す史料をもう一つあげておく。同じく徐勉に関連したものであるが、南史巻六十徐勉伝に、

舊揚徐首迎主簿、盡選國華。中正取勉子崧、充南徐選

首。帝（梁武帝）敕之曰、卿寒士。而子與王志子同迎。偃王以來、未之有也。

とある。国華というのは、前述したように第一流の甲族をさす。王志は齊の司空王僧虔の子で、彼自身祕書郎に起家しており、[58]もとより第一流の甲族である。これは家格の遵守をその職分とする州大中正が、あえてその職分をすてて、政治的に擡頭した次門出身の徐勉に向って阿諛したことを示したものである。こうした州大中正の行為は、今まで述べてきたことから、これを異とするに足りないであろう。[補(3)]

結び

晋から宋齊にかけてその官職に対する評価が低下したために、甲族層がその官職に就くことを嫌い、もっぱら次門層（以下）の出身の人々が就くべきものとされた官職がいくつかある。梁の武帝は「改革」に際して、そうした官職のうち若干のものについてその地位の改変を図り、以降にあっては甲族層もその官職に就くべきものとした。武帝のこうした政策については、甲族層によって無視されて失敗したとする見解が旧来一般的であると考えられる。本稿では右の武帝による官職の地位改変策によって以降甲族層も就くべきとされた若干の官職、即ち（天子側近の）散騎常侍、（皇太子の官衛の要官）太子家令、（国政遂行の中心となる尚書省の）尚書殿中郎について検討した結果、武帝の右の政策が甲族層によって無視され、失敗したとする見解を全面的には首肯することができないと考えられることを述べた。

さて、甲族層が特定のグループの官職（清官と称される）を排他的に独占し、それを維持することを可能ならしめたものとして、州大中正の職分がある。そうした州大中正の職分の（正常な）発揮は、それが「清議」を握っていたことによる。この「清議」はもともと甲族層の手にあった。ところで、梁代になると甲族層の「清議」の掌握に弛緩が見えてくる。それは政治的に擡頭した次門層出身者によって「清議」が掌握されるという局面が生じてきたことと関連する。

「改革」に際して、武帝の行った官職の地位改変策が相当程度の成功を収めた要因のひとつとして、右のような「清議」をめぐる情況を考えるべきである。要するに、右の武帝の政策が相当程度の成功を収めた主要因として、当時の甲族層のあり方から、彼等は自らの意志を貫徹するほどの力をもはやもつことなく、好むと好まざるとにかかわらず、時とともにこの政策を受け入れざるを得なかったことをあげるべきなのである。[59]

注

(1)越智重明氏、「梁の天監の改革と次門層」(史学研究九十七)・「梁陳時代の甲族層起家の官をめぐって」(史渕九十七)・「魏晋南朝の最下級官僚層について」(史学雑誌七十四―七)・『魏晋南朝の貴族制』参照。甲族(層)、次門(層)、後門(層)、三五門(層)という呼称はこの四論考によった。

(2)越智重明氏、「南朝の清官と濁官」(史渕九十八)及び(1)に掲げた諸論考参照。

(3)前掲、「梁の天監の改革と次門層」参照。

(4)梁書巻四十九庾於陵伝・宮崎市定氏、『九品官人法の研究』参照。

(5)前掲、「南朝の清官と濁官」参照。なお、甲族(層)、次門(層)、後門(層)が具体的にどのような官に就き、どのような官序を執るべきであったかということの理解は、この論考及び(1)にあげた諸論考によるものである。

(6)梁書巻二十一江僧伝参照。

(7)梁書巻二十一王泰伝参照。

(8)万斯同、「梁将相大臣表」参照。

(9)大唐六典巻八黄門侍郎・同書巻八左散騎常侍・上田早苗氏、「貴族的官制の成立」(『中国中世史研究』所収)参照。

(10)帯帖については、周一良氏、「南齊書丘靈鞠伝試釈兼論南朝文武位及清濁」(『魏晋南北朝史論集』所収)参照。

(11)前掲、『九品官人法の研究』参照。

(12)ただし、未拝で卒している。

(13)顧長康、桓閎は何れも宋書巻九後廃帝本紀に、沈景徳は南齊書巻三武帝本紀に見えている。

(14)南齊書巻三十五に両者の伝がある。

(15)宋書巻六十五杜驥伝参照。

(16)南齊書巻五十三沈憲伝参照。

(17)越智重明氏、「王僧虔の戒子書をめぐって」(東方学六十三)参照。

(18)南齊書巻五十二丘靈鞠伝参照。

(19)前掲、「南朝の清官と濁官」・中村圭爾氏、「南朝の九品官制における官位と官歴―梁十八班制をめぐって―」(史学雑誌八十四―四)参照。

(20)梁書巻十夏侯詳伝参照。南齊書巻八和帝本紀によれば夏侯詳は中興元年(五〇一年)三月乙巳以前の何れかの時期に散騎常侍に単独就官している。

(21)梁書巻二十五周捨伝参照。
(22)前掲、『魏晋南朝の貴族制』参照。
(23)本文に掲げた十四名を除く十五名は以下の人々である。(1)曹仲宗（梁書巻三武帝本紀下）(2)江安侯園正（梁書巻五元帝本紀）(3)裴之禮（梁書巻二十八裴邃伝）(4)朱异（梁書巻三十八朱异伝）(5)賀琛（梁書巻三十八賀琛伝）(6)元樹（梁書巻三十九元樹伝）(7)裴之横（梁書巻四十五王僧辨伝）(8)周羅睺（陳書巻五宣帝本紀）(9)皐文奏（陳書巻六後主紀）(10)駱牙（陳書巻二十二駱牙伝）(11)徐孝克（陳書巻二十六徐陵伝）(12)姚察（陳書巻二十七姚察伝）(13)徐度（陳書巻十二徐度伝）(14)蔡景歴（陳書巻十六蔡景歴）(15)陸汎（陳書巻十六陸山才伝）。
(24)前掲、「南朝の清官と濁官」参照。
(25)梁書巻十三沈約伝参照。
(26)梁書巻二十七到洽伝参照。
(27)梁書巻三十徐摛伝参照。
(28)南齊書巻九禮志一に、東昏侯の時のこととして、

領國子助教曹思文上表曰、…晋初太学生三千人、既多猥雑。惠帝時欲辨其涇渭。故元康三年（二九三年）、始立國子學、官品第五品以上、得入國學。…太學之與國學、斯是晋世、殊其士庶、異其貴賤耳。然貴賤士庶、皆須教成。故國學太學、兩存之也。

とある。この際の庶＝賤は宋書巻九十四恩倖伝の序にみえ卑庶と同じく次門層以下をさすとされよう。前掲、「魏晋南朝の最下級官僚層について」参照。
(29)陳書巻二十五周弘正伝参照。
(30)前掲、「南朝の清官と濁官」参照。
(31)拙稿、「東晋南朝における天子の支配権力と尚書省」（九州大学東洋史論集五）参照。
(32)梁書巻二十五徐勉伝・前掲、「梁将相大臣表」参照。
(33)梁書巻二十二臨川王宏伝参照。
(34)蕭子範は蕭滂起家より前に太子洗馬などとなっていると考えられるから、蕭滂は起家時甲族であったとして差支えなかろう。
(35)劉孝綽は、父死後甲族として著作佐郎に起家している。
(36)梁書巻四十一劉孺伝参照。
(37)陳書巻三十陸瓊伝参照。
(38)梁書巻二十七到洽伝参照。
(39)梁書巻四十到溉伝参照。
(40)陳書巻二十五周弘正伝参照。
(41)前掲、『魏晋南朝の貴族制』参照。
(42)前掲、『魏晋南朝の貴族制』・『九品官人法の研究』参照。
(43)前掲、「南朝の清官と濁官」参照。

(44)前掲、「南朝の清官と濁官」参照。
(45)拙稿、「晋南朝の吏部曹の擬官をめぐって」(九州大学東洋史論集六)参照。
(46)清議については、そのもつもうひとつの側面である官僚処罰について主に考察されたものであるが、越智重明氏、「清議と郷論」(東洋学報四十八―一)を参照すべきである。
(47)越智重明氏、「晋南朝の士大夫」(『九州大学文学部四十周年紀念論文集』所収)参照。
(48)唐長孺氏、「清談与清議」(『続魏晋南北朝史論叢』所収)・板野長八氏、「清談の一解釈」(史学雑誌五十―三)参照。
(49)梁書巻二十一王暕伝参照。
(50)梁書巻三十三王僧孺伝参照。
(51)前掲、「清議と郷論」参照。
(52)前掲、「清談与清議」参照。
(53)南齊書巻二十三王儉伝で尚書令のことを端揆と称し、梁書三十七謝擧伝では尚書僕射を端揆と称している。なお、尚書令は「改革」以前にあっては第三品、以降にあっては流内十六班、尚書僕射は「改革」以前にあっては第三品官、以降にあっては流内十五班である。通典巻三十七職官十九参照。
(54)南齊書巻十四州郡志上南徐州の項参照。
(55)梁書巻二十五徐勉伝参照。
(56)前掲、「清談与清議」参照。
(57)前掲、「王僧虔の戒子書をめぐって」参照。
(58)梁書巻二十一王志伝参照。
(59)州大中正は通常甲族層から出る。その州大中正にも擡頭した次門が任ぜられることが生ずる。
補(1)「時衆民望」は、「時失民望」が正しいとする説もある(中華書局本、校勘記)。この説によれば、王謐らが、民衆の期待をになって皇祚を復し得るほどの存在であったことになる。しかしもともとそうしたことは想定しにくい。この際はやはり時の有力者層といった意味の時衆という表現をとるべきでなかろうか。(両者で民望の意味は異なる。)
補(2)梁書巻十三沈約伝・前掲、「梁将相大臣表」参照。
補(3)なお、南朝も後半になると、吏部曹の行う人事行政に対する天子の支配権力の優越が顕著になってくる。前掲、「晋南朝の吏部曹の擬官をめぐって」参照。